

尼崎市産業・雇用就労オンラインシステム構築等業務 委託実施事業者提案募集要項

1 業務の概要

(1) 委託業務名

尼崎市産業・雇用就労オンラインシステム構築等業務

(2) 目的

尼崎市の企業情報や雇用就労情報を集約し、ビジネスマッチングや雇用就労支援等に活用できるポータルサイトを構築する。具体的には、市内製造業事業所製品・技術情報を集積した「尼崎インダストリー」や産業振興と雇用就労の総合情報サイトである「あま JOB ステーション+」といったビジネスマッチングや雇用就労に係る WEB サイトを集約し、必要な情報をワンストップで得ることができるポータルサイトを構築する。

また、企業情報を集約し、システム管理を行うデータベースを構築し、登録企業の情報発信力を高めることで PR につなげるとともに、企業のデジタル化へも対応するようオンライン調査やオンライン申請が可能なシステム構築を行う。

なお、実施にあたっては、現状の様々な課題を解決し、利用者の利便性を向上するとともに、管理・運営の効率化を図るものとする。さらにオープンデータやクラウドサービス等の新しい動向・技術に対応するものとする。

加えて、新型コロナウイルス感染症による危機を契機に、一部の給付金等の支援事業において、オンラインによる申請が開始されたように、行政サービスにおけるデジタルトランスフォーメーションを推進すべく、予見可能性をもって計画的・安定的にオンライン化を進めるものとする。

2 業務内容

本業務の概要は、以下のとおりとする。

なお、詳細な業務内容については、「尼崎市産業・雇用就労オンラインシステム構築等業務委託仕様書（以下、「仕様書という。）」のとおりにする。

(1) 構築業務

ソフトウェアの調達、コンテンツ・マネジメント・システム（CMS）の設計・開発・構築、デザインの設計・構築、運用マニュアルの構築、既設ホームページ等のデータ移行、当該システムの操作教育の実施等

(2) 保守・運用業務

システム構築期間中及びシステム構築後における運用保守、ページ更新、レンタルサーバーの提供等

3 契約期間

契約期間については、以下のとおりとする。

(1) 構築業務

契約締結日から令和3年3月31日まで

（ただし、本件は地方創生臨時交付金対象案件であり、手続き完了後、契約期間を令和3年12月31日まで延長する予定である。）

(2) 保守・運用業務

令和4年1月1日から令和4年3月31日まで

なお、本業務の適正な履行が確認された場合、保守・運用業務については、令和4年度以降、尼崎市の年度会計ごとに、受託事業者との随意契約の締結を予定している。

また、令和4年度以降、保守・運用業務にかかる予算について、減額又は削除があった場合については、当該契約額の減額又は当該契約を締結しないこととする。

4 提案上限金額

(1) 構築業務

19,970,250円

(2) 保守・運用業務

月額180,250円(令和4年1月から令和4年3月の3か月合計540,750円)

※金額には消費税及び地方消費税を含む。

※いずれかの見積金額が上限金額を超える場合は、失格とする。

5 募集対象事業者

民間企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(NPO法人)、その他の法人又は法人以外の事業者等。

6 選定事業者数

1事業者

7 応募資格

実施事業者の応募資格は以下のとおりとする。

(コンソーシアムで応募する場合、下記(1)から(13)の要件についてはそのいずれもが、(14)の要件については、代表者のみが該当すること。)

- (1) この要項に定める実施要件を満たすとともに、記載内容を理解・承諾し、仕様書内容を遵守できること。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。
- (3) 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業者でないこと。
- (4) 法令等に違反していないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 尼崎市が発注する契約に係る入札参加停止の措置を受けていない事業者であること。
- (7) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きを行っている事業者ではないこと。
- (8) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者ではないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条及び第3条に基づく暴力団及び指定暴力団又は代表者がそれら構成員である事業者ではないこと。また、尼崎市暴力団排除条例を遵守する事業者であること。
- (10) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している事業者ではないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している事業者ではないこと、個人においてもこれらの税金を滞納していないこと。
- (11) 提案事業を行うにあたり、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている事業者であること。
- (12) 守秘義務を遵守できること。

- (13) 本業務の実施にあたり、尼崎市との打合せ等に適切に対応できること。
- (14) 尼崎市と同規模の地方自治体において、本委託業務と同等または類似した業務を履行した実績があること。

8 応募方法等

実施事業者に応募する場合は、以下の必要書類を必ず受付期間内に提出すること。

なお、応募にかかる費用は応募する事業者の負担とし、提出された書類や資料については返却しない。

また、提出された書類は、個人情報を除き、尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

(1) 提出期間

令和3年2月25日（木）から令和3年3月12日（金）までのうち、休日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

(2) 提出先

尼崎市 経済環境局 経済部 経済活性化課

住所：〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館7階

電話：06-6489-6670

(3) 提出方法

提出先まで直接持参によること。郵送、FAX、E-mailによる受付は行わない。

(4) 提出書類

- ① 応募申込書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）
- ③ 類似業務の受託等実績（様式3）
- ④ 共同事業体構成表（様式4）※
- ⑤ 共同事業体委任状（様式5）※
- ⑥ 企画提案書（様式自由）
- ⑦ 見積書（様式6）
- ⑧ 事業実施体制（組織表）（様式自由）
- ⑨ 誓約書（様式7）
- ⑩ 添付書類

ア 定款又は寄付行為の写し（3か月以内の日付で原本証明すること）

イ 法人登記簿謄本（提出の日において発行日から3か月以内のもの）

ウ 納税証明書（未納がないことの証明：提出の日において発行日から3か月以内のもの）

エ 財務諸表の写し（直近1か年のもの：半年決算の場合は2期分）

貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等

オ 最新の営業・事業活動がわかる報告書等

会社概要・事業報告書等

カ その他事業実施に必要な要件が証明できる書面

※コンソーシアムで応募する場合にのみ提出すること。

・複数事業者で共同し応募するときは、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ代表者を選任し、その者が応募申込書等の提出を行うこと。また、代表者は、「共同事業体構成表」（様式4）を提出すること。

・代表者とならない事業者にあたっては、代表者へ「尼崎市産業・雇用就労オンラインシステム構築等業務委託」に関する応募及び契約締結に関する一切の権限を委任して

いる旨が記載されている「共同事業体委任状」(様式5)を提出すること。

(5) 提出部数

正本1部(様式1に代表者印を押印したもの)と副本10部の合計11部を提出すること。

(6) 質疑応答

この募集要項についての質疑及び回答は次のとおり行うものとする。

① 質疑を行うことができる者

応募資格に該当する者のみとする。

② 質疑の受付期間

令和3年2月25日(木)から令和3年3月5日(金)午後5時まで

③ 質疑方法

受付期間内に、E-mailにより受付を行う。

「質疑票」(様式8)に質疑事項を記入の上、件名の頭を【尼崎市産業・雇用就労オンラインシステム構築等業務】とした上で送信すること。E-mailの送信後、本市担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

※来庁及び電話による質疑には応じない。

※質疑事項の記載にあたっては、募集要項・仕様書等の該当箇所がわかるように記載すること。

※選考の基準、ヒアリング事項等、選考に影響のある内容の質疑については、一切回答しない。

④ 質疑の送信先

尼崎市 経済環境局 経済活性課 担当: 重本

E-mail: ama-keikatsu@city.amagasaki.hyogo.jp

⑤ 回答

提出された質疑内容については、項目ごとに集約等を行い、その回答を随時、尼崎市のホームページ上に公表する。(質疑者の個人情報は公表しない。)

なお、質疑への回答については、本募集要項と一体のものとし、本募集要項と同等の効力を有するものとする。

(7) 留意事項

① 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

② 応募する者の提案は1事業につき1提案とする。

③ 応募書類はカラー印刷とする。

④ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつ綴って提出すること。

⑤ 受付期間終了後の差し替えは認めない。(尼崎市が補正等を求める場合を除く。)

⑥ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は、本件応募への一切の参加資格を失うものとする。

9 審査方法等

審査は、企画提案(プロポーザル方式)による資格審査、書類審査、プレゼンテーション審査で行い、提案内容及び業務遂行能力をもとに総合的な視点で選定会議委員が評価する。

(1) 審査方法等

審査方法等は、以下のとおりとする。

① 評価基準に沿って、提案内容について審査し、提案内容を公平かつ厳正に評価し、最も優れた提案を行った者を契約候補者として決定する。

② 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行われ、プレゼンテーション審

査の日時及び場所等は、応募書類提出後に通知する。

※プレゼンテーション審査については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、変更になる可能性がある。

- ③ プレゼンテーション審査では、プロジェクター、スクリーン及び電源以外については、全て事業者で用意すること。

また、プレゼンテーション審査を予定している会場は、インターネットの接続環境がないため、インターネットを利用してプレゼンテーションを希望する事業者については、無線LANルーターを持参すること。

なお、追加で紙資料がある場合は、資料を11部持参すること。

- ④ 審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。
⑤ 契約候補者は、特別の理由がない限り、業務委託契約の交渉相手方となる。
⑥ 応募書類受付後に応募資格を満たしていないことや応募書類に重大な瑕疵があることが判明した場合は、審査の対象としない。

(2) 審査結果

選定会議による契約の相手方の決定後に、文書で全応募者に対して審査結果を通知する。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、④～⑧に該当する場合は、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じる等の対応を行うこととする。

- ① 本募集要項に定める応募資格に該当しない場合。
② 要項に違反又は著しく逸脱した場合。
③ 2案以上の企画提案をした場合。
④ 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
⑤ 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
⑥ 選定会議終了までの間に、他の応募者に対して自らの応募提案内容を意図的に開示した場合。
⑦ 応募書類に虚偽の記載を行った場合。
⑧ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

(4) 事前審査

応募者が多数の場合は、提出された書類をもとに事前審査を行い、プレゼンテーション審査に進む事業者を決定する。

10 審査基準

審査項目及び審査の視点については、概ね以下のとおりとする。

(1) 本市が実施する施策への理解

- ① 本市の産業振興施策の役割と意義
② 本市の雇用支援及び就労支援施策の役割と意義
③ 本市既存事業との連携

(2) 業務内容及び手法

- ① 必要機能の確保
② 操作性
③ 将来における拡張性
④ プロモーションツールの充実
⑤ セキュリティの確保
⑥ バックアップ体制の充実

- ⑦ 保守業務時のサポート
- ⑧ 構築後の各種調整
- (3) 業務実施体制
 - ① 類似事業の実績
 - ② 具体的な業務計画の設定し、確実かつ効果的・効率的に実施できる体制の確立
 - ③ 構築及び保守運用費用の妥当性
- (4) 事業者の活動拠点

地域経済活性化の観点から、本市が定める基準を満たした事業者のうち、市内事業者（尼崎市内に本社や本店等がある場合）もしくは準市内事業者（尼崎市内に支店や営業所等がある場合）であれば、本市が定める割合で一定の加点を行うことがある。

また、コンソーシアムの場合は構成員のうち、いずれかが市内事業者または準市内事業者である場合においても、上記と同様に本市が定める割合で一定の加点を行うことがある。

11 審査後の契約手続き

- (1) 業務委託契約の交渉相手に選定された者と尼崎市との間で協議を行い、業務委託契約を締結する。
- (2) 採択された提案については、採択後に尼崎市と詳細を協議するものとし、内容及び金額等について変更が生じることがある。
- (3) 契約に際して、尼崎市暴力団排除条例（平成25年3月尼崎市条例第13号）の施行に伴い、暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を排除するため、受託者は「暴力団排除に関する特約」を尼崎市の間において締結することとする。
- (4) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額が300万円を超過していた場合、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付することとする。
なお、契約保証金は、構築業務における契約金額の100分の5以上の金額となる。
- (5) 前項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

12 スケジュール

- (1) 募集の受付期間
令和3年2月25日（木）から令和3年3月12日（金）まで
- (2) 質疑の受付期間
令和3年2月25日（木）から令和3年3月5日（金）まで
- (3) プレゼンテーション審査の開催日
令和3年3月22日（月）（予定）
- (4) 審査結果通知
令和3年3月25日（木）（予定）

※スケジュールについては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、変更になる可能性がある。

13 その他

- (1) 応募内容については、補足説明等を依頼することがある。
- (2) 契約に際しては、提案内容を厳守すること。
なお、提案内容に虚偽の内容があった場合には、契約をしないことがある他、尼崎市が被る損害について賠償を請求することがある。

14 問い合わせ先

尼崎市 経済環境局 経済部 経済活性課 担当：重本

住所：〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館7階

電話：06-6489-6670

以 上